

水産業競争力強化緊急事業業務要領（別添5）

○水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業

（用語の定義）

第1条 別添5において使用する用語は、運用通知第3の2-10の（3）のイにおいて使用する用語の例による。

（助成対象経費）

第2条 運用通知第3の2-10の（3）のイの（オ）の借受者が借り受ける漁船が、リース事業者が当該借受者本人、その配偶者又は二親等以内の親族から取得したものである場合には、運用通知第3の2-10の（3）のイの（ウ）に掲げる助成対象経費のうち「漁船取得・改修費」とあるのは「漁船改修費」とし、当該漁船の取得経費は助成の対象としない。

（漁船の借受者）

第3条 運用通知第3の2-10の（3）のイの（オ）のaの（a）の要件については、リース計画書申請の日における年齢を適用し、リース事業者は当該申請書にその年齢を証する書類を添付するものとする。

（貸付対象漁船）

第4条 運用通知第3の2-10の（3）のイの（カ）のbの（a）の場合は次のとおりとする。

- （1）中核的漁業者として認定された広域浜プランの対象地域だけでなく、それ以外の地域においても中古漁船の情報を収集したにもかかわらず、必要とする中古船が見つからなかった場合。
- （2）当該漁業の全国団体及び当該都道府県内の造船所等から中古漁船情報を収集したにもかかわらず、必要とする中古船が見つからなかった場合。

（価格審査委員会）

第5条 運用通知第3の2-10の（3）のイの（ク）の価格審査委員会は、取得価格等の審査に必要な基準を定めるものとする。

（貸付対象漁船のマッチング費用等に係る助成金の交付手続き）

第6条 運用通知第3の2-10の（3）のイの（ケ）のbの業務要領に基づく交付申請書の様式は別記様式第6-1号のとおりとする。

2 運用通知第3の2-10の（3）のイの（ケ）のbの業務要領に基づく交付決定通知は、別記様式第6-2号による交付決定通知書により行うものとする。

（漁船取得等に係る助成金の交付手続）

第7条 運用通知第3の2-10の（3）のイの（コ）のcの業務要領に定める基準は、別紙のとおりとする。

2 運用通知第3の2-10の（3）のイの（コ）のc及びdの業務要領に基づく重要な変更は、次に掲げる変更とする。

- （1）事業の中止又は廃止
- （2）借受者又はリース事業者の変更
- （3）助成金の増（ただし、消費税等の増額は除く。）

3 前項に掲げる変更が生じた場合には、次の書類によりリース計画の変更の承認を申請しなければならない。

(1) 変更承認申請書 (別記様式第6-6号)

(2) 変更承認 (中止又は廃止) 申請書 (別記様式第6-7号)

4 運用通知第3の2-10の(3)のイの(コ)のeの業務要領に基づく助成金の交付申請は、別記様式第6-1号による交付申請書により行うものとする。

5 運用通知第3の2-10の(3)のイの(コ)のeの業務要領に基づく交付決定通知は、別記様式第6-2号による交付決定通知書により行うものとする。

6 運用通知第3の2-10の(3)のイの(サ)のaの業務要領に基づく概算払請求書の様式は別記様式第6-3号のとおりとする。

7 運用通知第3の2-10の(3)のイの(サ)のcの業務要領に基づく精算払請求書の様式は別記様式第6-4号のとおりとする。

8 運用通知第3の2-10の(3)のイの(サ)のdの業務要領に基づく通知は、別記様式第6-5号による額の確定通知により行うものとする。

(事業実施報告)

第8条 運用通知第3の2-10の(3)のイの(ス)の報告は、別記様式第6-8号による事業実施報告書により行うものとする。

2 前項の報告書は、事業開始から5年以内に運用通知第3の2-10の(3)のイの(ケ)のaの(a)の取組の目標(KPI)を達成した場合であっても、事業開始後5年間は提出するものとする。

(事業評価及び改善計画)

第9条 運用通知第3の2-10の(3)のイの(セ)のaの報告は、別記様式第6-9号による評価結果報告書により行うものとする。

(その他)

第10条 水漁機構は、この業務要領に定めるもののほか、事業の円滑な遂行のために必要な事項について別に定めるものとする。